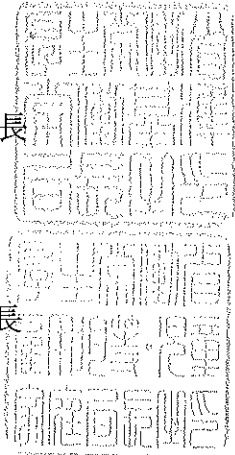


基 発 0420 第 1 号
雇 児 発 0420 第 1 号
平成 24 年 4 月 20 日

社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から厚生労働行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、女性労働基準規則(昭和61年労働省令第3号。以下「女性則」という。)第2条第1項第18号により、これまで、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素及びアニリンの9物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務については、女性労働者の就業を禁止してきたところです。

今般、「母性保護に係る専門家会合報告書(平成23年12月)」を踏まえ、平成24年4月10日に女性労働基準規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第78号)(別添)が公布され、平成24年10月1日から施行されることとなりました。

同省令による改正後の女性則(以下「新女性則」という。)第2条第1項第18号では、厚生労働省労働基準局によるGHS分類事業において、生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分1A若しくは1B^{*}に分類された又は授乳影響ありとされた25の化学物質を発散する場所における業務であつて、当該有害物の空気中の平均濃度が一定以上であると想定される業務について、女性の就業が禁止されます。

*1 ・生殖毒性区分1Aの定義:生殖毒性(性機能及び生殖能又は発生に対する悪影響)があることが知られている化学物質

・生殖毒性区分1Bの定義:生殖毒性があるとみなされる化学物質

・生殖細胞変異原性1Aの定義:生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質

・生殖細胞変異原性1Bの定義:生殖細胞に経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質

つきましては、新女性則の内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨及び内容を御理解いただくとともに、女性労働者の就業が禁止される業務の範囲等について広報誌等に掲載するなど、本改正内容の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、傘下会員事業場においては、有害物を発散する場所における業務につき、女性労働者の就業を必要以上に制限することのないよう、労働安全衛生法令に基づき、作業環境を改善するための措置を講じ、継続的に作業環境の整備に努めていただきたい旨周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、施行通達等については、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/)に掲載しておりますので、参考としてください。

記

1 新女性則の対象有害物

新女性則第2条第1項第18号の対象有害物は(1)から(3)までに掲げる25物質とすること。

(1) 特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの(13物質)

- ① 塩素化ビフェニル(別名PCB)
- ② アクリルアミド
- ③ エチレンイミン
- ④ エチレンオキシド
- ⑤ カドミウム化合物
- ⑥ クロム酸塩
- ⑦ 五酸化バナジウム
- ⑧ 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
- ⑨ 塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状の物に限る。)
- ⑩ 砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
- ⑪ ベータープロピオラクトン
- ⑫ ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩
- ⑬ マンガン

(注) カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

(2) 鉛中毒予防規則の適用を受けているもの(1物質)

鉛及び鉛化合物

(3) 有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの(11物質)

- ① エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)
- ② エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)
- ③ エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)
- ④ キシレン
- ⑤ N・N—ジメチルホルムアミド
- ⑥ スチレン
- ⑦ テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)
- ⑧ トリクロルエチレン
- ⑨ トルエン
- ⑩ 二硫化炭素
- ⑪ メタノール

2 女性労働者の就業を禁止する業務

新女性則第2条第1項第18号において女性労働者の就業を禁止する業務は、記の1に掲げる有害物を発散する場所における業務であって、以下に掲げる業務とすること。

- (1) 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- (2) タンク、船倉内での業務等呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務

○厚生労働省令第七十八号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十四条の三第三項及び第百十五條の二の規定に基づき、女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

女性労働基準規則の一部を改正する省令

女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「昭和四十七年政令第三百十八号」の下に「第十八号において「安衛令」という。を加え、同項第四号及び第六号中「デリック」を「デリック」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）、塩化ニッケル

（Ⅱ）（粉状の物に限る）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）、ベータプロピオラクトン、ペンタクロルフェノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務

（1）特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石棉等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物

を発散する場所 次に掲げる業務

(1) 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省

令第三十七号)第三十九条ただし書の規

定により呼吸用保護具を使用させて行

臨時の作業を行う業務又は同令第五十八

条第一項若しくは第二項に規定する業務

若しくは同条第三項に規定する業務(同

項に規定する業務にあつては、同令第三

条各号に規定する業務及び同令第五十八

条第三項ただし書の装置等を稼働させて

行う同項の業務を除く。)

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第

二十一一条第八号に掲げる作業場であつ

て、鉛中毒予防規則第五十二条の二第一

項の規定による評価の結果、第三管理区

分に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル

(別名セロソルブ)、エチレングリコール

モノエチルエーテルアセテート(別名セロ

ソルブアセテート)、エチレングリコール

モノメチルエーテル(別名メチルセロソル

ブ)、キシレン、N・Nジメチルホルム

アミド、スチレン、テトラクロルエチレン

(別名パークロルエチレン)、トリクロル

エチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタ

ノールを発散する場所 次に掲げる業務

(1) 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年

労働省令第三十六号)第三十二条第一項

第一号若しくは第二号又は第三十三条第

一項第二号から第七号までに規定する業

務(同令第二条第一項の規定により、こ

れらの規定が適用されない場合における

同項の業務を除く。)

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第

二十一一条第十号に掲げる作業場であつ

て、有機溶剤中毒予防規則第二十八条の

二第一項の規定による評価の結果、第三

管理区分に区分された場所における業務

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成二十四年十月一日から施

行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

○ 女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）

改正案	現行
（危険有害業務の就業制限の範囲等）	（危険有害業務の就業制限の範囲等）
第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。	第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八号において「安衛令」という。）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務	二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
三 （略）	三 （略）
四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務	四 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務
五 （略）	五 （略）
六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行ふ玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）	六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行ふ玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
七 十七 （略）	七 十七 （略）
十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務	十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シニ化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを發散する場所における業務
イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフ	

（傍線の部分は改正部分）

エノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務

(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項又は第二十二條の二第二項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務

(1) 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九條ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八條第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同令第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三條各号に規定する業務及び同令第五十八條第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一條第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分

に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソ
ルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテ
ート（別名セロソルブアセレート）、エチレングリコー
ルモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシ
レン、N・N―ジメチルホルムアミド、スチレン、テト
ラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリク
ロルエチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタノールを
発散する場所 次に掲げる業務

(1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三
十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は
第三十三条第一項第二号から第七号までに規定する業
務（同令第二条第一項の規定により、これらの規定が
適用されない場合における同項の業務を除く。）

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第十
号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第
二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管
理区分に区分された場所における業務

2
十九～二十四 (略)

2
十九～二十四 (略)

報道関係者各位

平成 24 年 4 月 10 日
【照会先】
雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課
課 長 成田 裕紀
育児・介護休業推進室長 奥村 伸人
課 長 楠 佐 森 奈美
(代表電話) 03-5253-1111 (内線 7854, 7861)
(直通電話) 03-3595-3274

母性保護のための「女性労働基準規則」を改正
～生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業を禁止、平成 24 年 10 月施行～

厚生労働省は本日、母性保護のために、生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則（女性則）」の一部を改正する省令」を公布しました。改正女性則は平成 24 年 10 月 1 日から施行となります。

改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある 25 の化学物質（従来の規制対象は 9 物質）を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、以下の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業を禁止します。

この改正女性則の公布を受け、厚生労働省では今後、今年 10 月の施行に向けた関係業界団体や関係事業者への周知などに努める方針です。

- 女性労働者の就業を禁止する業務
 - 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第 3 管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務
 - タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

1. 女性労働基準規則の対象物質（25 物質）

[特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの]

1 塩素化ビフェニル(PCB)	8 水銀およびその無機化合物（硫化水銀を除く）
2 アクリルアミド	9 塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る）
3 エチレンイミン	10 砒素化合物（アルシンと砒化ガリウムを除く）
4 エチレンオキシド	11 ベータープロピオラクトン
5 カドミウム化合物	12 ペンタクロルフェノール(PCP) およびそのナトリウム塩
6 クロム酸塩	13 マンガン
7 五酸化バナジウム	

（注）カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

[鉛中毒予防規則の適用を受けているもの]

14 鉛およびその化合物

[有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの]

15 エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）	21 テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）
16 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	22 トリクロルエチレン
17 エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	23 トルエン
18 キシレン	24 二硫化炭素
19 N, N-ジメチルホルムアミド	25 メタノール
20 スチレン	

2. これまでの経緯

平成 22 年 12 月～23 年 12 月

母性保護に係る専門家会合（座長：中林正雄 総合母子保健センター愛育病院院長）

平成 24 年 1 月 13 日

第 111 回雇用均等分科会（諮問）

平成 24 年 1 月 23 日～2 月 22 日

パブリックコメントによる意見募集

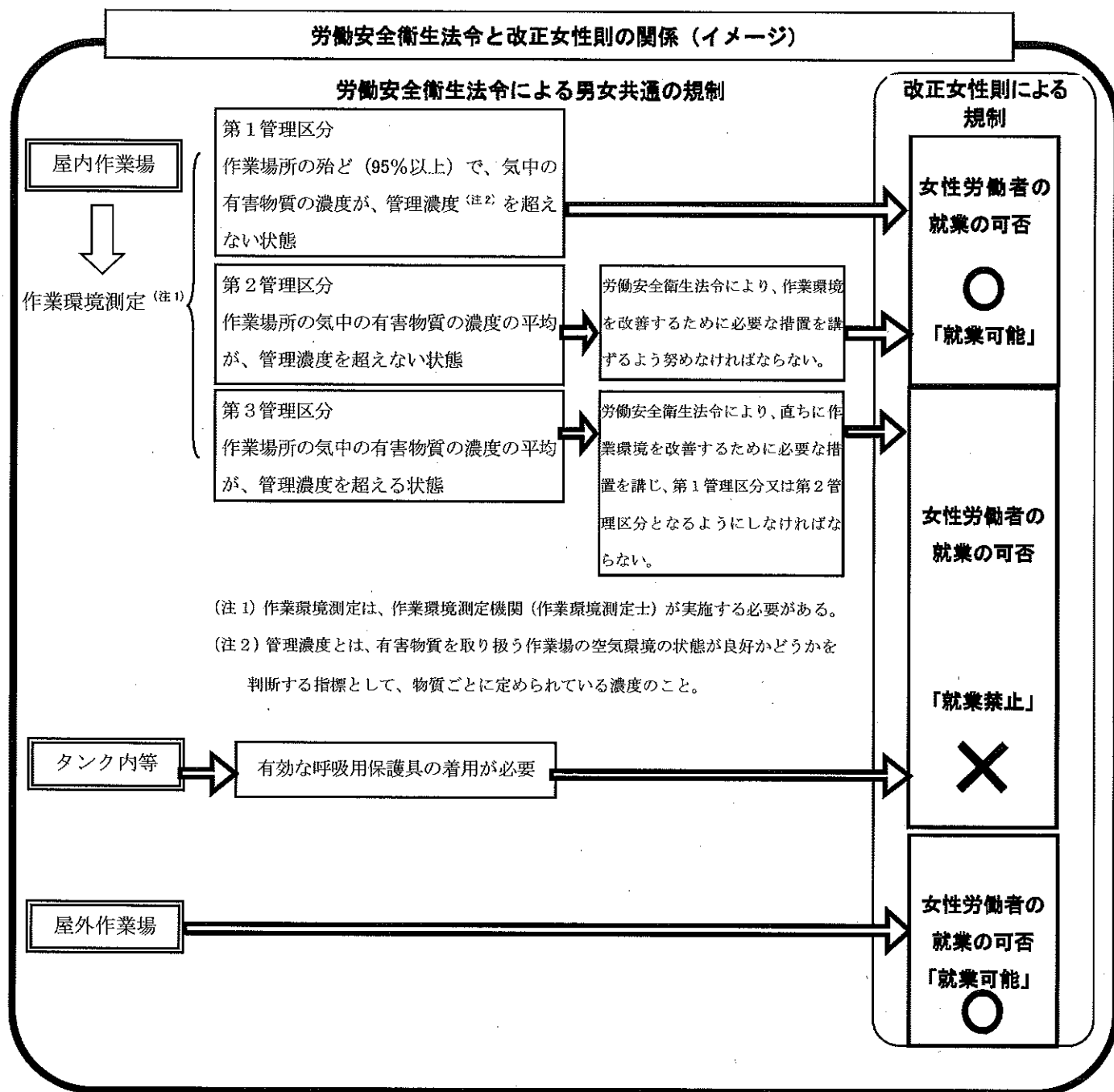
平成 24 年 2 月 15 日

労働基準法 113 条に基づく公聴会（公益、労働者、使用者を代表する公述人からの意見の聴取）

平成 24 年 3 月 28 日

第 114 回雇用均等分科会（答申）

(参考) 労働安全衛生法令と改正女性則の関係



※ 図は大まかなイメージであり、例外もありますので、詳細については照会先までお問い合わせください。